

インフルエンザ罹患による出席停止の届け出について

滋賀県立水口東中学校・高等学校

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザにかかれた場合は出席停止となります。ご家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。なお、登校される際には別紙『インフルエンザ罹患報告書』に記入の上、登校時に担任へ提出してください。

- 提出物 ①インフルエンザ罹患報告書（保護者記入）
②インフルエンザにかかったことがわかる書類・・・医療機関から発行されるもの（写）

- 注意事項
- ・インフルエンザと診断されたら、まず学校に連絡してください。
 - ・インフルエンザの出席停止期間は『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』（下記表参照）になっていますが、症状等により長引くこともあります。医師の指示に従ってください。
 - ・上記2点（提出物①②）が提出されない場合は欠席となります。
 - ・保護者からの報告による出席停止は、インフルエンザのみの対応です。他の疾病については、今まで通り必ず医療機関で証明が必要になります。
 - ・高校の考査欠席時は医師による証明書（罹患証明書）が必要になります。

【インフルエンザ出席停止期間早見表】

[illegible]

インフルエンザ罹患報告書

診断された病名 (AまたはBを記入。型が不明の場合は記入不要)	インフルエンザ 型
発症日 (発熱などの症状がみられた日)	年 月 日
出席停止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
医療機関受診日	年 月 日
受診した医療機関 (病院・医院の名称)	

＊インフルエンザにかかったことがわかる書類（お薬の説明書や診療明細書等の写し）を添付してください。

滋賀県立水口東中学校・高等学校長 様

医師の指示に従い、上記のとおり学校を欠席（自宅療養）したことを報告します。

年 月 日

学年 組 年 組

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印